

葉山町いけがき設置等助成制度

～街にみどりを～

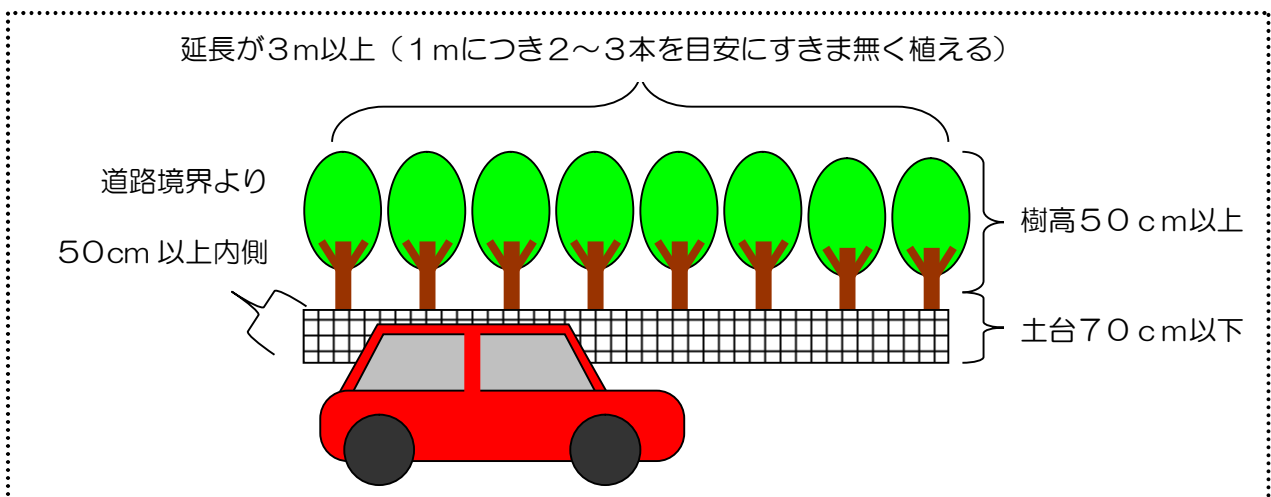
葉山町では、みどり豊かな住みよい環境づくりと防災を目的として、住宅用敷地に新たに「いけがき」を設置しようとする場合、及び「いけがき」を設置するためにブロック塀等を撤去する場合（以下「いけがき設置等」といいます。）に助成金を交付します。

[-助成対象者-]

- 葉山町内に住宅用敷地を所有し、又は管理しており、当該敷地にいけがき設置等をする方
- 次のものは対象外となります。
 - ・事業者が行うものや、販売を目的とするもの
 - ・既に設置が完了しているものや、植え替えのためのもの
 - ・葉山町まちづくり条例に定められた緑地の確保のためのもの

[-対象となる工事-]

- いけがき（次の要件を満たす必要があります。）の設置
 - ・長さの合計が3m以上あること。
 - ・土台は70cm以下（敷地側）で、いけがきが道路から確認できること。
 - ・道路境界より50cm以上内側であること。
 - ・樹高50cm以上であること。
- ブロック塀撤去（いけがきの設置のための撤去に限ります。）



-助成の額-

■かかる費用の2分の1又は次の単価のいずれか少ない額

- いけがき設置 1 mにつき3千円（上限：1敷地につき6万円）
- ブロック塀撤去 1 mにつき7千円（上限：1敷地につき14万円）

例：いけがきの設置8mで4万円、ブロック塀撤去6mで10万円かかった場合、

• いけがき設置の助成額・・・2万円

（費用）4万円の2分の1＝**2万円** < （単価）8m×3千円＝2万4千円

• ブロック塀撤去助成額・・・3万円

（費用）10万円の2分の1＝5万円 > （単価）6m×7千円＝**4万2千円**

※ 1 m未満切捨て、100円未満切捨てです。

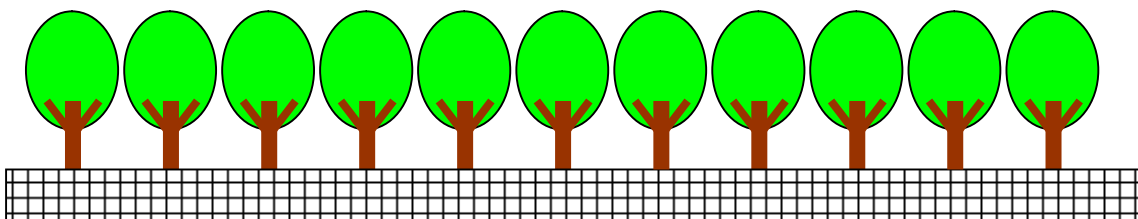
■費用に含まれるもの（必ず領収書を添付してください。）

- ブロック塀撤去工事費及び処分費
- 苗木・補助材（支柱等）購入費及び工事費

※ 土台の購入費及び工事費、作業用器具購入費、燃料費、飲食料費は含みません。

-注意事項-

- 完成後5年間は良好ないけがきとして活用してください。
- 枯損防止・病虫害防除に努め、道路へのはみ出しのないように維持管理してください。
- 申請に不正があった場合や、上記の事項に違反した場合には、交付決定の取り消しや助成金の返還を求めることがあります。



-手続きの流れ-

いけがき設置等助成金交付申請書（第1号様式）の提出



書類確認（必要に応じて現地確認）のうえ審査



いけがき設置等助成金交付内定通知書（第2号様式）の送付



いけがき設置等工事（ブロック塀撤去・いけがき設置）



いけがき設置等完了届（第3号様式）の提出



書類確認・現地確認のうえ審査



いけがき設置等助成金交付決定通知書（第4号様式）の送付



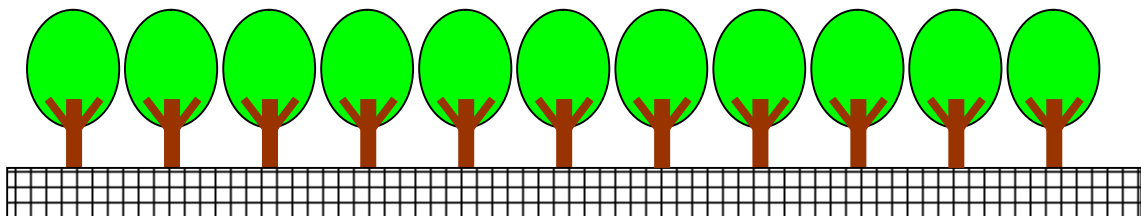
指定口座へ振込み

申請者

環境課

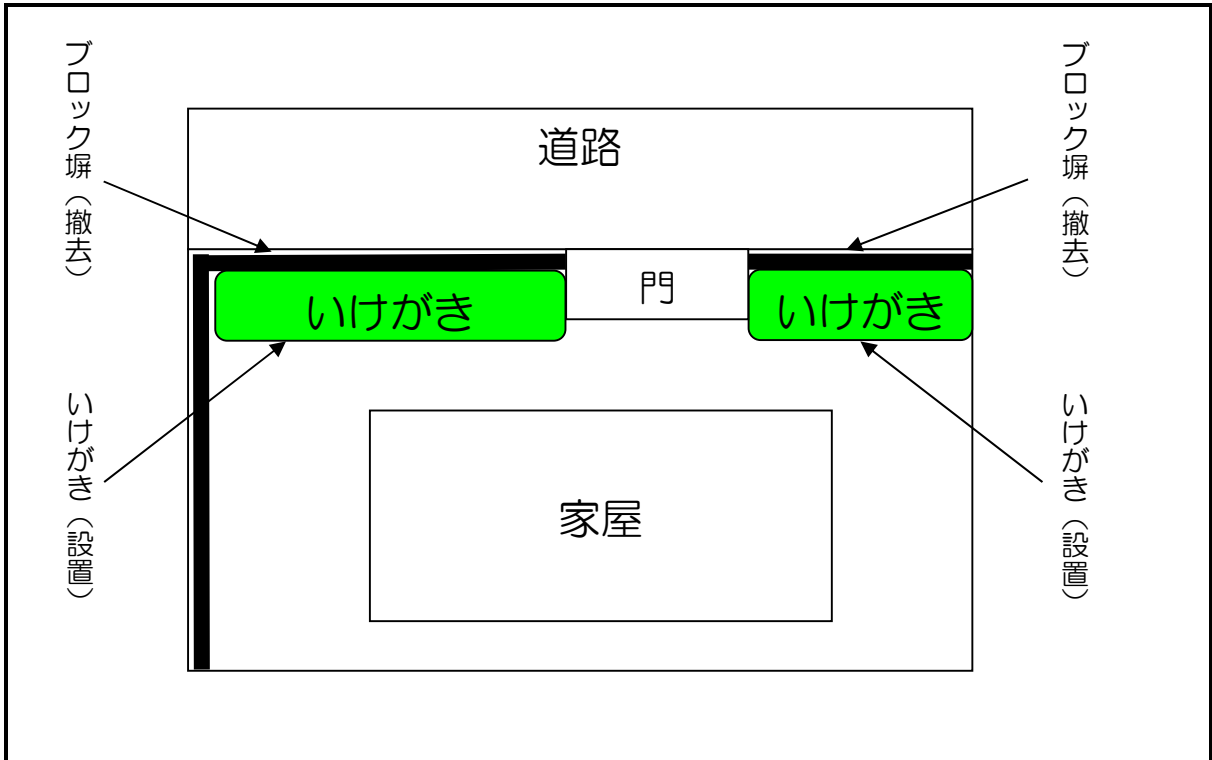
-お問合せ-

葉山町環境課 046-876-1111 内線452



-申請書記載例- (第1号様式)

平面見取り図 (敷地・建物・道路・植栽予定位置を記入してください。)



いけがきの概略図 (いけがきの長さ・植栽本数・土台の高さを記入してください。)

